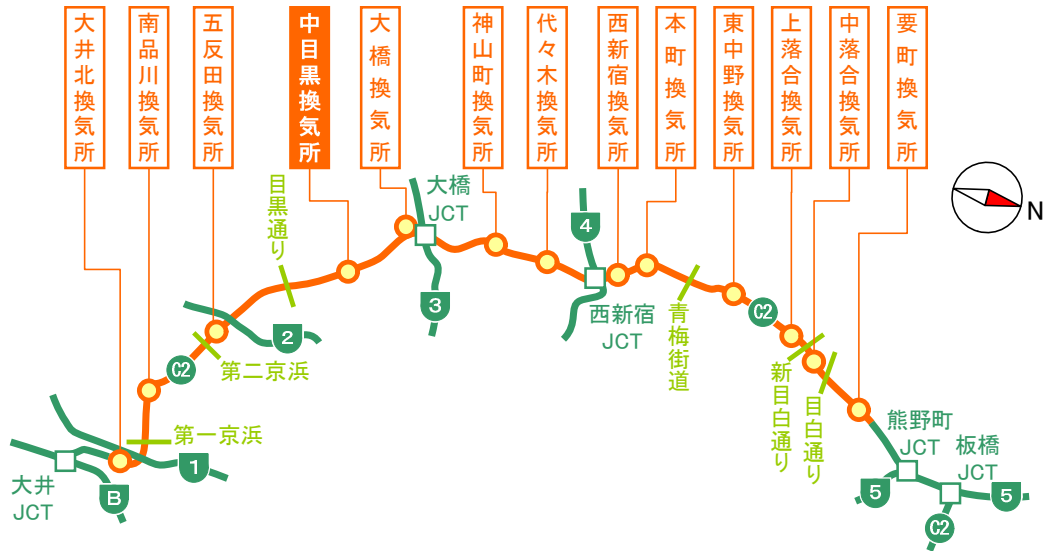


# 中目黒換気所



目標値（除去率）（1日平均値）：二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）90%以上、浮遊粒子状物質（SPM）80%以上

## 《 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>） 》

2021年5月1日から2021年5月31日

（運転時間における1日平均値）

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度[ppm]	低濃度脱硝装置 出口濃度[ppm]	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) 除去率[%]	備考
5月1日	0.218	0.010	95	
5月2日	0.112	0.006	95	
5月3日	0.195	0.007	96	
5月4日	0.183	0.009	95	
5月5日	0.165	0.013	92	
5月6日	0.261	0.014	95	
5月7日	0.247	0.015	94	
5月8日	0.218	0.012	94	
5月9日	0.163	0.009	94	
5月10日	0.378	0.019	95	
5月11日	0.328	0.020	94	
5月12日	0.324	0.024	93	
5月13日	0.242	0.008	97	
5月14日	0.281	0.008	97	
5月15日	0.217	0.014	94	
5月16日	0.129	0.008	94	
5月17日	0.178	0.010	94	
5月18日	0.202	0.020	90	
5月19日	0.217	0.009	96	
5月20日	0.202	0.015	93	
5月21日	0.196	0.013	93	
5月22日	0.183	0.010	95	
5月23日	0.121	0.005	96	
5月24日	0.274	0.018	93	
5月25日	0.292	0.019	93	
5月26日	0.294	0.021	93	
5月27日	0.237	0.019	92	
5月28日	0.250	0.021	92	
5月29日	0.197	0.012	94	
5月30日	0.141	0.010	93	
5月31日	0.283	0.014	95	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

### 【 濃度について 】

- 測定器は、定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満の場合、低濃度脱硝装置により出口濃度が測定器で測定できないほど、低い濃度となっているため、「0.005ppm 未満」と示しています。

### 【 除去率について 】

- 除去率は、測定値から算出しています。（小数点以下第1位を四捨五入）
- 基本的な性能として、対象濃度0.05ppm～1.5ppm（1時間値）で、除去率90%以上（運転時間における1日平均値）としています。
- 除去率の「—」は、出口濃度の測定値（運転時間における1日平均値）が測定器の測定下限値（0.005ppm）未満という非常に低い濃度のため、除去率の算出ができないことを示しています。

## 《 浮遊粒子状物質 (SPM) 》

2021年5月1日から2021年5月31日

(運転時間における1日平均値)

日付	浮遊粒子状物質 (SPM) 除去率 [%]	備考
5月1日	96	
5月2日	96	
5月3日	97	
5月4日	97	
5月5日	97	
5月6日	96	
5月7日	95	
5月8日	94	
5月9日	96	
5月10日	92	
5月11日	93	
5月12日	94	
5月13日	86	
5月14日	90	
5月15日	93	
5月16日	92	
5月17日	95	
5月18日	89	
5月19日	84	
5月20日	83	
5月21日	85	
5月22日	93	
5月23日	91	
5月24日	90	
5月25日	87	
5月26日	89	
5月27日	88	
5月28日	88	
5月29日	91	
5月30日	95	
5月31日	86	

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

### 【 除去率について 】

- 基本性能として、除去率 80%以上（運転時間における 1 日平均値）としています。
- 浮遊粒子状物質 (SPM) の除去率は、電気集塵機の放電電流値より算出し、機器性能の管理を行っているため、濃度は計測しておりません。

### ◎留意事項

#### 計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない（大気汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日）」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

なお、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の濃度測定は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で行っています。

(参考)

#### ・NO<sub>2</sub>の環境基準による大気汚染の評価について

「NO<sub>2</sub>の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO<sub>2</sub>の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。（二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日）」

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 東京西局 調査・環境課

TEL. 03-3264-8491